

証券コード 8877
2021年6月7日

株 主 各 位

大阪市福島区福島六丁目25番19号

エスリード株式会社

代表取締役社長 荒 牧 杉 夫

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会につきましては、慎重に検討しました結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
大阪アメニティパーク（OAP）
帝国ホテル大阪 5階 吉野の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。
予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第2号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、可能な限り、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後述の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合
インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス <https://www.eslead.co.jp/>)に掲載させていただきます。

<当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策>

- ・株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・会場受付前にアルコール消毒液を設置します。

【ご出席を検討されている株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご出席を見合わせることもご検討ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様には、会場入場の際に、アルコール消毒液の使用とマスク着用のご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.eslead.co.jp/>)にてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済活動が抑制される厳しい状況で推移いたしました。政府による経済政策等で若干の持ち直しが見られるものの、未だ同感染症収束の見通しは立っておらず、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産販売事業においては、以前から用地代・建築コストの高止まりに伴うマンション販売価格の高止まりが長く続いている中、同感染症による影響が懸念されましたが、他業種ほどの落ち込みは見られませんでした。

このような事業環境のもと、当社グループはお客様から選ばれる良質なマンションづくりに努めてまいりました。販売の面では、従来通りの活動が制限される中においても、お客様に安心してマンション購入をご検討いただくべく、WEB商談システムの活用・IT重説の導入など非対面での販売方法を拡充し、マンションギャラリーを完全予約制で運営してご来場前の検温をお願いするなど、いわゆる「新しい生活様式」に対応した施策を行ってまいりました。建築工事の面では、当社設計室スタッフによる厳格な施工管理を実施し、工期遅延の予防に努めてまいりました。また、同感染症拡大によるインバウンド需要の減少に鑑み、ホテル・民泊として開業予定だった物件については、迅速な意思決定のもとで一時的に賃貸住宅に転用し、業績への影響を最小限に抑制いたしました。

事業所内においては、「職場クラスター」発生への防止策を徹底いたしました。換気・マスク着用の徹底、座席間隔の確保、アクリル板の設置といった飛沫感染防止策に加え、全従業員への定期的なPCR検査実施と健康管理、複数人での会食の自粛、厳格な自宅待機基準の運用、時差出勤の実施、本社オフィス入口に設置したサーモグラフィによる従業員並びに来

訪者の体温管理等、さまざまな対策を講じてまいりました。

これらの結果、同感染症の当社グループ業績への影響は最小限に抑えることができました。マンションの販売・引渡が好調に推移し、連結売上高は689億99百万円（前期比11.9%増）となりましたが、ホテル・民泊物件の棚卸資産にかかる評価損の計上や従業員数増加に伴う人件費の増加により、連結営業利益は70億18百万円（前期比11.7%減）、連結経常利益は70億1百万円（前期比12.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億6百万円（前期比11.1%減）となりました。

当社は、厳選した用地取得と商品企画を徹底し、お客様から選ばれるマンションづくりに努めた結果、2021年3月期中に完成した新築分譲マンションを完売し、2017年3月期から2021年3月期にかけて、5期連続で「完成在庫0」（※）という確かな実績を積み上げることができました。

また、当連結会計年度からは主力の関西圏に加え、東海圏での新築マンションの引渡しを開始し、事業エリアを拡大いたしました。

当社グループは、経営目標の達成状況を判断するための客観的な指標として経常利益を採用しております。当連結会計年度における経常利益は、目標額70億円に対し実績70億1百万円となり、目標を達成することができました。

※各連結会計年度末において竣工済未契約住戸ゼロ（日刊不動産経済通信2021年3月31日号）

事業別の販売実績は次のとおりです。

1) 不動産販売事業

不動産販売事業の中でもマンション分譲事業においては、当社の強みである用地取得力やマーケティング力を活かし、お客様を第一に考える厳選した用地取得と細部までこだわった商品企画を行ったこと、新型コロナウイルス感染症対策に努めたこと、建築工事の遅延も生じなかったことなどから、マンションの販売・引渡が好調に推移しましたが、ホテル・民泊物件の棚卸資産にかかる評価損の計上等により、外部顧客への売上高571億23百万円（前期比7.6%増）、セグメント利益は59億41百万円（前期比27.0%減）となりました。

2) その他

既存のマンション周辺事業である賃貸事業、賃貸関連事業、不動産の仲介・買取再販事業等が堅調に推移し、外部顧客への売上高は118億75百万円（前期比39.2%増）、セグメント利益は26億87百万円（前期比77.5%増）となりました。

	金額（千円）	構成比（%）
不動産販売事業	57,123,816	82.8
その他	11,875,600	17.2
合計	68,999,416	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、7億89百万円であります。

その主な内容は、電力供給事業における太陽光発電設備の取得（7億35百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の借入による資金調達の状況は、次のとおりであります。

借入金

借入額	返済額
25,818,800千円	12,584,750千円

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第26期 (2018年3月期)	第27期 (2019年3月期)	第28期 (2020年3月期)	第29期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	48,340	57,195	61,638	68,999
経 常 利 益(百万円)	6,703	7,237	8,000	7,001
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	4,306	4,474	5,070	4,506
1株当たり当期純利益(円)	279.07	289.99	328.58	292.06
総 資 産(百万円)	63,304	67,664	80,494	104,879
純 資 産(百万円)	38,824	42,726	47,198	51,137
1株当たり純資産額(円)	2,516.13	2,769.02	3,058.84	3,314.13
(ご参考) 期末発行済株式数(千株)	15,465	15,465	15,465	15,465

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、森トラスト株式会社で、同社は、当社の株式8,289千株（議決権比率53.88%）を保有しております。親会社との取引はございません。

② 親会社との重要な財務及び事業の方針に関する契約等

2012年2月23日付で森トラスト株式会社との間で、資本業務提携契約を締結しております。当社と森トラスト株式会社は、本提携を通じて、当社と同社が相互に経営ノウハウを提供することにより、国内におけるマンションの企画・開発・販売等を協力して推進し、両社の企業価値向上を図ることを目的としております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	(千円)	(%)	
エスリード建物管理株式会社	10,000	100.0	マンションの管理事業
エスリード賃貸株式会社	10,000	100.0	マンションの賃貸管理事業
綜電株式会社	90,000	100.0	電力供給事業
イー・エル建設株式会社	100,000	100.0	建設・リフォーム事業
エスリード住宅流通株式会社	10,000	100.0	不動産の仲介・買取再販事業
エスリードハウス株式会社	10,000	100.0	戸建分譲事業
エスリードホテルマネジメント株式会社	10,000	100.0	宿泊施設の運営・管理事業
エスリード・アセットマネジメント株式会社	10,000	100.0	不動産証券化事業
Eクリーンアップ株式会社	10,000	100.0 (※)	マンション・ビルの清掃事業

(注) 1. 2021年3月12日に、エスリード・アセットマネジメント株式会社を設立いたしました。

2. 議決権比率欄の※印は、間接含有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループのマンション分譲事業の主力地域である関西では、2023年のうめきた新駅開業を皮切りに、2025年の万博開催やIR誘致活動、その他多数の複合施設の再開発、リニア中央新幹線の延伸など、さまざまなトピックが予定されています。大阪市中心部だけでなくエリア全体での開発が進んでいる関西は、今後の日本経済を牽引していく力がある都市です。

しかしながら、少子高齢化に起因する需要の減退や社会構造の変化、顧客ニーズの多様化などにより、当社グループを取り巻く経営環境は厳しくなることが予見されます。このような経営環境の中、関西圏でのマンション分譲事業のみで絶えず変化するニーズに応じていくことは、これまで以上に困難になっていくことが見込まれます。

こういった認識のもと、当社グループの事業戦略において第一の柱として位置づけているマンション分譲事業では、当連結会計年度から主力の関西圏に加え、東海圏での新築マンションの引渡しを開始いたしました。事業エリアを拡大して、今後も良質なマンションを供給してまいります。

また、マンション分譲以外の二つ目の大きな柱と位置づけていたマンション周辺事業（マンションの管理事業、賃貸関連事業、電力供給事業、建設・リフォーム事業、不動産の仲介・買取再販事業、戸建分譲事業、宿泊施設の運営・管理事業、マンション・ビルの清掃事業等）は、当社グループを支える収益源へと成長しており、関連事業の更なる拡大、新規事業への進出に努めてまいります。

ここへ当社グループ三つ目の柱として不動産証券化事業を加えるべく、2021年3月に新会社エスリード・アセットマネジメント株式会社を設立し、同事業への参入準備を本格開始いたしました。第一の柱の用地取得力・企画力、第二の柱のマンション保守運営力等の経営資源を活用することで第三の柱を成長させていく予定です。

今後は、これら三本の柱をさらに拡大・充実させ、お客様をはじめ当社の事業活動に関わるすべての皆様への感謝を決して忘れずに、更なる業績向上を図るとともに、「エスリードグループ」一体で社会に貢献し、都市と住まいの未来を見据えて、皆様に幸せをお届けしてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社10社により構成されており、事業はマンションの開発分譲を中心として、マンションの管理事業、賃貸関連事業、電

力供給事業、建設・リフォーム事業、不動産の仲介・買取再販事業、戸建分譲事業、宿泊施設の運営・管理事業、不動産証券化事業、マンション・ビルの清掃事業等を行っております。

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪市福島区
福岡支店	福岡市中央区
名古屋支店	名古屋市中区

② 子会社

名 称	所 在 地
エスリード建物管理株式会社	大阪市北区
エスリード賃貸株式会社	大阪市北区
綜電株式会社	大阪市北区
イー・エル建設株式会社	大阪市北区
エスリード住宅流通株式会社	大阪市北区
エスリードハウス株式会社	大阪市北区
エスリードホテルマネジメント株式会社	大阪市北区
エスリード・アセットマネジメント株式会社	大阪市福島区
Eクリーンアップ株式会社	大阪市北区

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
363名 (384名)	49名増 (27名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
 2. 臨時従業員数は、()内に当連結会計年度末人員を外数で記載しております。
 3. 臨時従業員には準社員、嘱託社員、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,904百万円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	6,031
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,307

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 61,862,400株
- ② 発行済株式の総数 15,465,600株
- ③ 株主数 36,320名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森 ト ラ ス ト 株 式 会 社	8,289千株	53.72%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	309千株	2.01%
荒 牧 杉 夫	309千株	2.01%
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	147千株	0.95%
ノ ム ラ ピ ー ビ ー ノ ミ ニ ー ズ テ イ ー ケ ー ワ ン リ ミ テ ッ ド	127千株	0.83%
DFA INTL SMALL CAP V A L U E P O R T F O L I O	125千株	0.81%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	117千株	0.76%
オ ー エ ム 0 4 エ ス エ ス ビ ー ク ラ イ ア ン ト オ ム ニ バ ス	113千株	0.73%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	104千株	0.68%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 6)	104千株	0.68%

(注) 持株比率は自己株式 (35,624株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

- ① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒牧 杉夫	
専務取締役	井上 祐造	管理本部長兼経理部長(エスリード建物管理株式会社監査役)
専務取締役	大場 健夫	営業本部長
常務取締役	戸井 幸治	事業本部長
常務取締役	中澤 博司	エスリード建物管理株式会社 代表取締役社長
取締役	小倉 大輔	営業副本部長
取締役	大城 元樹	営業副本部長
取締役	西田 睦朗	エスリードハウス株式会社 代表取締役社長
取締役	毎熊 正徳	事業部長兼名古屋支店長
取締役	半田 智之	森トラスト株式会社常務執行役員大阪支店長
取締役(監査等委員)	米津 均	米津税務会計事務所所長
取締役(監査等委員)	近藤 正和	株式会社トーアミ社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	藤澤 雅浩	

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 米津均氏及び近藤正和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 米津均氏及び近藤正和氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・米津均氏は、税理士の資格を有しております。

- ・近藤正和氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 4. 当社は、取締役（監査等委員）米津均氏及び近藤正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5. 2021年2月1日付で、西田睦朗氏はエスリードハウス株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
- 6. 2021年4月1日付で、中澤博司氏はエスリード建物管理株式会社代表取締役社長を辞任により退任いたしました。また、同氏は2021年4月1日付で、当社総務部長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は

決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 報酬等の構成

当社の報酬等の構成は固定報酬を支給するものとし、固定報酬は月例定額報酬、賞与及び役員退職慰労金により構成する。なお、月例定額報酬、賞与とは前期の当社業績を勘案し決定したものをいう。

c. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の固定報酬のうち月例定額報酬及び毎年6月に支給する賞与については役位、職責、在任期間、常勤・非常勤の別に応じて他社水準、前期の当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。役員退職慰労金については役員退職慰労金支給規程に従い決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役社長に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任する決議を行った上で代表取締役社長が各取締役と協議を行い、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に則り決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 (-)	322百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	8 (6)
合 計	13	330

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。なお、決議された当時の員数は、取締役（監査等委員を除く）9名、取締役（監査等委員）3名であります。
3. 当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長荒牧杉夫氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）米津均氏は、米津税務会計事務所の所長であります。当社と米津税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）近藤正和氏は、株式会社トーアミの社外取締役（監査等委員）であります。
当社と株式会社トーアミの間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 米 津 均	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、委員長として監査の方法及びその内容と監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 近 藤 正 和	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 金融機関の要職等を歴任された知識・経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法及びその内容と監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を、法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。
 - ・総務部はコンプライアンスに関する規程の社内への周知・徹底を継続的に実施する。
 - ・内部通報制度運用規程に則り、コンプライアンス上の疑義ある行為については総務部・内部監査室・外部法律事務所を窓口として情報を収集し、取締役会及び監査等委員会へ報告のうえ適切に対処する。
 - ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、法令並びに定款及び社内規程に則り業務を行い、取締役会の議事録は文書管理規程に基づき適切に作成・保管する。
 - ・取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・経営目標と企業目的を踏まえ、リスク管理規程を制定する。
 - ・リスク管理規程に則り、目標達成を脅かすリスクの特定・リスクの発生可能性と経営に与えるインパクトの評価・リスク評価の結果に基づいてリスクを軽減するために必要な施策を実施することによりリスク環境の変化に迅速に対応する。
 - ・リスク状況の監視及び対応は、リスク管理委員会が行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行う。その他必要に応じて随時取締役会を開催する。
 - ・取締役は、自己の所管する業務について、取締役会及び随時に他の取締役に対して報告を実施する。
 - ・日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。

- ⑤ 当社による子会社の管理体制、当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社による子会社の管理体制
- ・内部統制システムの構築は当社グループ一体で実施し、当社グループの業務の適正を確保する。
 - ・子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
 - ・子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループ一体でリスク管理を実施する。
 - ・子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループ一体での体制整備を実施する。
 - ・内部監査室は、子会社の内部監査を定期的実施しコンプライアンス上の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。
2. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・親会社の取締役と当社の取締役は当社及び子会社の内部統制システムの構築・運用状況について定期的に意見交換を行い、親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適切性を確保する。
- ⑥ 監査等委員会の補助に関する体制
- ・監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会スタッフとして置くこととする。
 - ・当該使用人の人事は監査等委員会の意見を尊重する。
 - ・当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 監査等委員会に報告するための体制
- ・内部通報制度運用規程に則り、当社グループにおけるコンプライアンス上の疑義ある行為については、当社の監査等委員会へ報告するものとする。
 - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会に報告すべき事項を定めるとともに定められた報告事項以外についても、必要な事項は随時報告する体制を整備する。

- ・ 内部通報制度運用規程に則り、報告をした者が監査等委員会へ報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱も行わない。
- ⑧ 監査等委員である取締役の監査費用等に関する体制
- ・ 監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用等が適切でない場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑨ 監査等委員会の監査が効率的に行われるための体制
- ・ 必要に応じて当社グループの代表取締役・会計監査人・内部監査室は監査等委員会との意見交換を実施する。
 - ・ 監査等委員である取締役は、当社グループの重要な会議に必要に応じて出席し、意思決定の過程及び業務執行状況について把握する。
 - ・ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会監査の実効性の確保に関する監査等委員会からの要望事項には、速やかに対応する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性の確保及び、2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する意識向上のため、社内研修の実施等により、行動規範・内部通報制度運用規程等の周知徹底を図りました。
- ② リスク管理委員会を11回開催し、当社グループのリスクを包括的に管理するとともに、当社グループ全体で共有しました。
- ③ 取締役会を15回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

- ④ 当社の取締役がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。また、グループ会社の取締役は定時取締役会に出席し、業務の進捗等の報告を行いました。
- ⑤ 監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、各監査等委員は、取締役会への出席及び会計監査人・取締役等との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行及び内部統制の整備・運用状況の監査を実施しました。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査等計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査及び財務報告内部統制の評価を実施しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期末の期末配当金につきましては、1株当たり20円といたしました。これに中間配当金20円を含めた年間配当金は、1株当たり40円となります。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	97,298,225	流動負債	28,467,658
現金及び預金	31,846,519	支払手形及び買掛金	8,157,464
売掛金	2,397,428	電子記録債務	3,278,440
販売用不動産	16,320,577	短期借入金	138,100
仕掛販売用不動産	46,037,685	1年内返済予定の長期借入金	12,394,000
その他	696,014	リース債務	132,848
固定資産	7,581,689	未払法人税等	2,077,842
有形固定資産	6,500,798	前受金	554,077
建物及び構築物	1,245,955	賞与引当金	270,466
機械装置及び運搬具	1,515,402	その他	1,464,419
土地	2,420,065	固定負債	25,275,248
リース資産	1,266,163	社債	500,000
その他	53,209	長期借入金	23,050,050
無形固定資産	60,761	リース債務	1,231,549
投資その他の資産	1,020,129	退職給付に係る負債	124,372
投資有価証券	293,820	役員退職慰労引当金	226,750
差入保証金	172,173	資産除去債務	23,320
繰延税金資産	435,355	その他	119,206
その他	118,779	負債合計	53,742,906
資産合計	104,879,914	純資産の部	
		株主資本	51,054,222
		資本金	1,983,000
		資本剰余金	2,871,307
		利益剰余金	46,263,898
		自己株式	△63,983
		その他の包括利益累計額	82,785
		その他有価証券評価差額金	82,785
		純資産合計	51,137,007
		負債・純資産合計	104,879,914

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		68,999,416
売 上 原 価		54,421,626
売 上 総 利 益		14,577,790
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,558,866
営 業 利 益		7,018,923
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,379	
解 約 違 約 金 収 入	27,740	
保 証 金 敷 引 収 入	83,392	
助 成 金 収 入	38,857	
そ の 他	42,912	201,281
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	200,558	
そ の 他	18,003	218,561
経 常 利 益		7,001,643
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,001,643
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,392,146	
法 人 税 等 調 整 額	103,016	2,495,162
当 期 純 利 益		4,506,481
親会社株主に帰属する当期純利益		4,506,481

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,983,000	2,871,307	42,374,619	△63,881	47,165,045
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△617,202		△617,202
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,506,481		4,506,481
自己株式の取得				△102	△102
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	—	3,889,279	△102	3,889,176
当連結会計年度末残高	1,983,000	2,871,307	46,263,898	△63,983	51,054,222

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	32,986	32,986	47,198,032
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△617,202
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,506,481
自己株式の取得			△102
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	49,798	49,798	49,798
連結会計年度変動額合計	49,798	49,798	3,938,975
当連結会計年度末残高	82,785	82,785	51,137,007

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	10社
・主要な連結子会社の名称	エスリード建物管理株式会社 エスリード賃貸株式会社 綜電株式会社 イー・エル建設株式会社 エスリード住宅流通株式会社 エスリードハウス株式会社 エスリードホテルマネジメント株式会社 エスリード・アセットマネジメント株式会社 Eクリーンアップ株式会社

エスリード・アセットマネジメント株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
・ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
なお、退職給付に係る負債の計算には退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
ただし、控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産のその他に計上し(5年均等償却)、たな卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は7,258千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

たな卸資産評価損	1,423,186千円
----------	-------------

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有するたな卸資産については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。連結会計年度末における正味売却価額に基づき収益性が低下した場合に簿価の切下げを行い、当該切下げ額をたな卸資産評価損として計上しております。

当社グループの保有するたな卸資産は、主として不動産販売事業における新築マンションプロジェクト及びその他の事業における中古マンションであり、正味売却価額の算定の基礎となる事業計画を作成するに当たっては、物件の立地条件、近隣の物件供給状況や賃料水準等、多くの要因を考慮して販売価格を見積っています。そのため、将来の景気動向や不動産市況の悪化等によりその資産価値が著しく低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、たな卸資産評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	1,352,347千円
仕掛販売用不動産	32,197,071千円
建物及び構築物	535,942千円
土地	1,258,748千円
有形固定資産のその他	2,180千円
計	35,346,290千円

(2) 担保資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	12,315,200千円
長期借入金	19,688,650千円
計	32,003,850千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,128,373千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,465千株	一千株	一千株	15,465千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35千株	0千株	一千株	35千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年5月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 308,601千円
- ・ 1株当たり配当額 20.0円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

ロ. 2020年10月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 308,601千円
- ・ 1株当たり配当額 20.0円
- ・ 基準日 2020年9月30日
- ・ 効力発生日 2020年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 308,599千円
- ・ 1株当たり配当額 20.0円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっております。また、資金調達については主として不動産販売事業におけるたな卸資産の取得を目的とし、金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブは、金利変動リスク軽減のための取引に限定し、借入債務を伴わない取引は一切行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。管理本部が定期的にモニタリングするとともに、取引先別に残高及び期日を管理することで、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は主として3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債については主として不動産販売事業におけるたな卸資産の取得を目的とした金融機関からの調達であり、資金調達に係る流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、経理部財務課において適時資金計画表を作成し、随時経理部長に提出・報告されております。金利変動リスクに関しては、必要に応じてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引（金利スワップ取引）は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、取引の契約先がいずれも大手金融機関であるため、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が部門責任者の承認を得ており、多額の契約は取締役会の承認を得て決定することになっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注2）参照）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	31,846,519	31,846,519	—
(2) 売掛金	2,397,428	2,397,428	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	290,740	290,740	—
資産計	34,534,688	34,534,688	—
(1) 支払手形及び買掛金	8,157,464	8,157,464	—
(2) 電子記録債務	3,278,440	3,278,440	—
(3) 短期借入金	138,100	138,100	—
(4) 社債	500,000	499,999	△0
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	35,444,050	35,443,296	△753
負債計	47,518,054	47,517,300	△753

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、利率については、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率を用いております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、利率については、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率を用いております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,080千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、大阪府その他の地域において、主として賃貸用マンション（土地を含む。）を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は46,692千円（主要な賃貸収益は売上高に、主要な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,450,518	△18,646	1,431,871	1,769,902

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

- (注2) 当連結会計年度増減額（△18,646千円）は、減価償却による減少額（△18,646千円）によるものであります。

- (注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,314円13銭
(2) 1株当たり当期純利益 292円6銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	86,203,188	流動負債	26,070,839
現金及び預金	25,834,988	支払手形	7,564,095
売掛金	1,887,511	電子記録債務	3,278,440
販売用不動産	11,568,393	買掛金	250
仕掛販売用不動産	44,684,522	1年内返済予定の長期借入金	12,315,200
販売用不動産前渡金	143,813	リース債務	4,107
前払費用	270,769	未払金	258,886
関係会社短期貸付金	1,674,800	未払法人税等	1,476,025
その他	138,388	前受金	312,038
固定資産	4,810,431	賞与引当金	216,939
有形固定資産	3,550,859	その他	644,857
建物	996,149	固定負債	20,611,214
構築物	247,441	社債	500,000
機械及び装置	8	長期借入金	19,688,650
工具、器具及び備品	34,416	リース債務	7,234
土地	2,271,294	退職給付引当金	107,025
リース資産	1,548	役員退職慰労引当金	226,750
無形固定資産	25,812	その他	81,554
ソフトウェア	7,308	負債合計	46,682,054
電話加入権	9,683	純資産の部	
リース資産	8,820	株主資本	44,248,780
投資その他の資産	1,233,760	資本金	1,983,000
投資有価証券	293,820	資本剰余金	2,871,307
関係会社株式	260,000	資本準備金	2,870,350
関係会社長期貸付金	94,000	その他資本剰余金	957
長期前払費用	27,673	利益剰余金	39,458,456
差入保証金	159,929	利益準備金	31,593
繰延税金資産	330,202	その他利益剰余金	39,426,863
その他	68,134	別途積立金	32,000,000
資産合計	91,013,620	繰越利益剰余金	7,426,863
		自己株式	△63,983
		評価・換算差額等	82,785
		その他有価証券評価差額金	82,785
		純資産合計	44,331,565
		負債・純資産合計	91,013,620

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		
不 動 産 売 上 高	56,858,316	
そ の 他 事 業 収 入	853,788	57,712,105
売 上 原 価		
不 動 産 売 上 原 価	46,018,761	
そ の 他 事 業 原 価	453,098	46,471,860
売 上 総 利 益		11,240,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,828,824
営 業 利 益		4,411,420
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	387,892	
解 約 違 約 金 収 入	26,240	
保 証 金 敷 引 収 入	4,223	
受 取 事 務 手 数 料	26,280	
受 取 賃 貸 料	47,502	
そ の 他	32,925	525,063
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	182,513	
そ の 他	17,438	199,951
経 常 利 益		4,736,532
税 引 前 当 期 純 利 益		4,736,532
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,529,937	
法 人 税 等 調 整 額	44,316	1,574,254
当 期 純 利 益		3,162,277

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,983,000	2,870,350	957	2,871,307	31,593	28,500,000	8,381,787	36,913,380
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						3,500,000	△3,500,000	—
剰余金の配当							△617,202	△617,202
当 期 純 利 益							3,162,277	3,162,277
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	3,500,000	△954,924	2,545,075
当 期 末 残 高	1,983,000	2,870,350	957	2,871,307	31,593	32,000,000	7,426,863	39,458,456

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△63,881	41,703,807	32,986	32,986	41,736,794
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△617,202			△617,202
当 期 純 利 益		3,162,277			3,162,277
自己株式の取得	△102	△102			△102
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			49,798	49,798	49,798
事業年度中の変動額合計	△102	2,544,973	49,798	49,798	2,594,771
当 期 末 残 高	△63,983	44,248,780	82,785	82,785	44,331,565

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の長期前払費用に計上し（5年均等償却）、たな卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

たな卸資産評価損	1,828,046千円
----------	-------------

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の保有するたな卸資産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。事業年度末における正味売却価額に基づき収益性が低下した場合に簿価の切下げを行い、当該切下げ額をたな卸資産評価損として計上しております。

当社の保有するたな卸資産は、主として不動産販売事業における新築マンションプロジェクトであり、正味売却価額の算定の基礎となる事業計画を作成するに当たっては、物件の立地条件、近隣の物件供給状況や賃料水準等、多くの要因を考慮して販売価格を見積っています。そのため、将来の景気動向や不動産市況の悪化等によりその資産価値が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類において、たな卸資産評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	1,352,347千円
仕掛販売用不動産	32,197,071千円
建物	524,747千円
構築物	11,195千円
工具、器具及び備品	2,180千円
土地	1,258,748千円
計	35,346,290千円

(2) 担保資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	12,315,200千円
長期借入金	19,688,650千円
計	32,003,850千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,376,418千円

(4) 保証債務

以下の連結子会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

エスリード住宅流通株式会社	3,000,000千円
計	3,000,000千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,680,644千円
② 長期金銭債権	94,305千円
③ 短期金銭債務	14,045千円

(6) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	1,340,499千円
② 営業取引以外の取引高	453,828千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	35千株	0千株	－千株	35千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	66,265千円
賞与引当金	66,383千円
退職給付引当金	32,749千円
役員退職慰労引当金	69,385千円
会員権評価損	25,935千円
投資有価証券評価損	17,454千円
減損損失	11,855千円
その他	76,675千円

繰延税金資産合計 366,704千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△36,501千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△36,501千円</u>
繰延税金資産の純額	330,202千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	エスリード 住宅流通(株)	所有 直接 100%	同社に資金を融資 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	295,700	関係会社 短期貸付金	—
				貸付金の回収	5,200,240		
				債務保証 (注2)	3,000,000	—	—
				保証料の受入 (注2)	53		
	エスリード ハウス(株)	所有 直接 100%	同社に資金を融資 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	1,725,800	関係会社 短期貸付金	1,674,800
				貸付金の回収	851,500	関係会社 長期貸付金	94,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.05%の保証料を受領しております。なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,873円8銭

(2) 1株当たり当期純利益

204円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

エスリード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 内 紀 彰 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスリード株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスリード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

エスリード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山内紀彰 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスリード株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

エスリード株式会社 監査等委員会

監査等委員 米津 均 ㊟

監査等委員 近藤 正和 ㊟

監査等委員 藤澤 雅浩 ㊟

(注) 監査等委員米津均及び近藤正和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
 全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	あら まき すぎ お 荒 牧 杉 夫 (1956年8月29日生)	1979年4月 大京観光株式会社（現株式会社 大京）入社 1992年5月 当社設立 代表取締役社長(現任)	309,406株
(取締役候補者とした理由) 当社の創業者であり長年にわたり代表取締役として、当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	いの うえ ゆう ぞう 井 上 祐 造 (1958年12月9日生)	1996年6月 当社入社 2000年4月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役経理部長 2007年2月 エスリード管理株式会社(現エス リード賃貸株式会社)監査役(現任) 2009年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2012年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理 部長 2017年6月 当社専務取締役管理本部長兼経理 部長(現任) 2018年11月 エスリード建物管理株式会社監査 役(現任) (重要な兼職の状況) エスリード建物管理株式会社監査役	12,116株
(取締役候補者とした理由) 専務取締役管理本部長として主に当社の管理部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	おお ば たけ お 大 場 健 夫 (1973年7月21日生)	1997年3月 当社入社 2008年4月 当社営業第四部長 2012年6月 当社取締役営業第四部長 2017年4月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役営業本部長(現任)	11,800株
(取締役候補者とした理由) 専務取締役営業本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	と い こう じ 戸 井 幸 治 (1973年3月30日生)	1997年3月 当社入社 2015年4月 当社事業第一部長 2016年4月 当社事業本部長 2016年6月 当社取締役事業本部長 2019年6月 当社常務取締役事業本部長(現任)	9,200株
(取締役候補者とした理由) 常務取締役事業本部長として、主に不動産販売事業における不動産の仕入・開発部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
5	なか ざわ ひろ し 中 澤 博 司 (1967年12月26日生)	1990年4月 大倉建設株式会社(現株式会社大倉)入社 1996年7月 当社入社 2006年5月 綜電株式会社取締役 2014年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 エスリード管理株式会社(現エスリード賃貸株式会社)代表取締役社長 2018年11月 エスリード建物管理株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社常務取締役 2021年4月 当社常務取締役総務部長(現任)	1,100株
(取締役候補者とした理由) これまで当社の主要な子会社での代表取締役として、手腕を発揮して参りました。また、本年4月より当社総務部長として、総務部門における統括を行っております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	おぐら だい すけ 小倉大輔 (1974年4月28日生)	1997年3月 当社入社 2016年4月 当社営業第四部長 2019年6月 当社取締役営業副本部長(現任)	8,230株
(取締役候補者とした理由) 取締役営業副本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の売上・利益に貢献して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
7	おおしろ もと き 大城元樹 (1981年10月7日生)	2005年4月 当社入社 2016年4月 当社営業第五部長 2019年6月 当社取締役営業副本部長(現任)	3,700株
(取締役候補者とした理由) 取締役営業副本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の売上・利益に貢献して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
8	まい くま まさ のり 毎熊正徳 (1966年2月12日生)	1989年4月 大和ハウス工業株式会社入社 1996年1月 株式会社日本リース入社 1999年2月 アイ・ディシステム株式会社入社 2000年2月 株式会社大京入社 2002年2月 セントラル総合開発株式会社入社 2012年5月 当社入社 2013年5月 和田興産株式会社入社 2015年11月 当社入社 2016年4月 当社事業部長 2018年10月 当社事業部長兼名古屋支店長 2019年6月 当社取締役事業部長兼名古屋支店長(現任)	1,300株
(取締役候補者とした理由) 取締役事業部長兼名古屋支店長として、不動産の仕入・開発のみならず、名古屋での事業基盤構築に尽力して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
※ 9	な くら こう 名倉功 (1966年7月8日生)	1990年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2020年5月 当社出向 2021年4月 当社入社 事業部長(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 事業部長として、不動産の仕入・開発において当社の発展に多大な貢献をして参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10	はん だ とも ゆき 半 田 智 之 (1965年10月20日生)	1988年4月 森ビル株式会社入社 2010年5月 森トラスト株式会社ビル営業部営業第1部部长 2012年4月 同社大阪支店長 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年7月 森トラスト株式会社執行役員大阪支店長 2019年7月 森トラスト株式会社常務執行役員大阪支店長(現任) (重要な兼職の状況) 森トラスト株式会社常務執行役員大阪支店長	一株
(取締役候補者とした理由) 不動産業に長年携わった経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言を頂けるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者でございます。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は半田智之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 半田智之氏は、前記「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおり、現に当社の親会社である森トラスト株式会社の業務執行者であり、かつ、過去10年間においても業務執行者でありました。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役西田睦朗氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告15ページから16ページに記載のとおりであります。

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
にしだむつお 西田睦朗	2019年6月 当社取締役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区天満橋一丁目 8 番50号 大阪アメニティパーク(OAP)
帝国ホテル大阪 5階 吉野の間
電話 06 (6881) 1111 (代表)



交通のご案内

- 徒 歩：JR環状線「桜ノ宮駅」西出口より約5分
JR東西線「大阪天満宮駅」より約10分
地下鉄谷町線・堺筋線「南森町駅」より約12分
- 車：梅田より約15分 新大阪より約20分
阪神高速守口線 扇町出口・南森町出口より約5分
- シャトルバス：シャトルバスの詳細につきましては、帝国ホテル大阪ウェブサイトをご覧ください。

お 願 い

当日は駐車場が混雑する可能性がありますので、お車でのご来場は極力ご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。